

徳島県告示第十九号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中「志和岐加入区」を「由岐第一加入区」に、「志和岐漁業協同組合の地区」を「由岐漁業協同組合の地区のうち美波町志和岐の区域」に、「東由岐加入区」を「由岐第二加入区」に、「東由岐漁業協同組合の地区」を「由岐漁業協同組合の地区のうち由岐第一加入区の区域を除く区域」に改め、同表西由岐加入区の項を削る。